

2023（令和5）年10月31日

〒106-8450
東京都港区六本木1丁目9番9号
原子力規制委員会
山中伸介委員長 御中

島根原発敷地に隣接する宮崎鼻及び原発の安全性に関する質問

島根県松江市鹿島町佐陀本郷471番地
申立人 平塚 義夫
電話 090-8991-5328

島根原発敷地の西側には隣接して「宮崎鼻」があり、同土地は島根原発3号機の敷地に含まれるものとして設置許可申請が行われていました。

しかし、実際には同土地は地権者からの買収が成立せず、未取得の状態であったため、中国電力は取得を諦め、設置許可申請書の補正書を提出し、敷地から宮崎鼻の土地が除外されています。

島根原発3号機の設置許可申請が行われたのは2000年10月であり、申請当初の審査は原子力安全・保安院が行っています。その関連情報を把握するのも相当に困難であり、かつ、2023年4月26日付「質問状」では、審査を行う立場として貴職の見解を問うています。

改めて、以下の質問に対して明確な回答をいただきたいと考えます。原子力規制委員会の組織の活動原則に「意思決定のプロセスを含め、規制にかかわる情報の開示を徹底する。また、国内外の多様な意見に耳を傾け、孤立と独善を戒める。」とある通り、情報の開示は様々な方法で徹底されなければなりません。「ホームページに掲載されているから探して読めばよろしい」といった姿勢では、決して国民は納得できません。また、見解を問われていることに対して答えないことも、多様な意見に耳をふさぐ行為でしかありません。どうか、中国電力が取得しようとした土地の地権者としてお伺いしますので、真摯にご回答いただきますようお願いいたします。

なお、質問事項に関わる説明資料を別途提出しますので、確認してくださいませようお願いします。

【質問事項】

1, 宮崎鼻が敷地内に含まれるものとして申請していたことを確認した経緯について

中国電力は、3号炉の増設に伴う設置変更許可申請時に、中国電力が取得していなかった宮崎鼻を、敷地内に含まれるものとして、申請をしています。

原子力規制委員会としては、この事実を確認されますか。

確認されているとすれば、いつの時点で、またどのような事情により、確認されましたか。経緯について、詳しく説明を求めます。

2, 中国電力による放射線被ばくの「影響がない」との説明は問題はないのか?

当時、中国電力は保全のため必要な土地としていた宮崎鼻（参考7、8）について、土地所有者である小竹正毅氏へ、放射線被ばくの「影響がない」と説明されたとのこと。

もし、仮に「影響がない」境界予定地であったであれば、中国電力は2000（平成12）年に、自分の土地であるかのように偽り、通商産業大臣に対して、設置変更許可申請を行う必要もなかったはず。今回の許可申請に際して、中国電力が、何故、あえて、取得していない隣接地を所有の敷地として、許可申請を行ったのか疑問に思います。

この点について、原子力規制委員会としては、中国電力の対応について問題があるとお考えになりますか。

もし、問題があるとお考えになるのであれば、中国電力に対して、何らかの措置を取られる予定はありますか。

もし、問題がないとお考えになるのであれば、そのように考えられる根拠をご説明ください。

3, 敷地一部未取得で敷地内地質調査ができるのか?

2002（平成14）年11月28日（参考9、10）に中国電力が取得していない区域について国（経済産業省原子力安全・保安院）の安全審査のために、「敷地内地質調査」が行われています。

しかし、既に述べたとおり、当時も、また現在でも、この調査対象地の大部分を中国電力は取得できていません。

敷地内地質調査が安全審査のために必須であれば、当該土地が敷地外であったことは、審査の上で、問題はないのでしょうか?

問題があるとしたら、これに代わる調査が、後日、なされているのでしょうか。調査がなされているとしたら、その内容を説明してください。

調査がなされていないとすれば、原子力規制委員会として、この問題について、確認できる事実を明確にし、これについての見解を明らかにしてください。

4、宮崎鼻を周辺被曝の考慮対象から除外しても良いのか？

2003（平成15）年9月4日経済産業省からの回答には、安全審査するに際しては、事故を想定して、周辺被ばくを考慮すること、そのため敷地の境界が安全評価に必要となる、したがって、敷地が確定しない限り、安全審査はできない、とされています。

一方、中国電力は、経済産業大臣に対して、2003（平成15）年12月18日付で、「発電所西北側の敷地境界を宮崎鼻の土地を含む当初計画から既存の敷地境界へ変更すること及び同変更に伴う敷地面積、線量評価等の見直し等」を内容とする補正書を提出しましたが、このことから宮崎鼻は、事故を想定した周辺被曝を考慮する対象から除外されたと判断してよろしいのでしょうか？

この2003（平成15）年12月18日付発電所敷地の一部変更を含む補正書の提出理由は「早期に3号機増設のため一日も早い建設工事着工」（参考12）のためとしています。宮崎鼻が従前敷地内として線量評価等をしていながら、早期着工のためという理由のみで、突然、事故を想定した周辺被曝の考慮を度外視してもいいという理由があるのでしょうか？原子力規制委員会としては、この点についてどのように理解されているのでしょうか？原子力規制委員会として見解を明らかにされるよう求めます。

5、「大方の地権者からの同意を得ている」という虚偽記載の申請に対する見解を伺います

2003（平成15）年11月7日付文書には、「大方の地権者からの同意を得ている」とありますが、実際に同意した地権者は20名の内4名ほどの数名であり、中国電力が取得できた土地は4筆にすぎませんでした。それにも関わらず、「大方の地権者からの同意を得ている」としたことは虚偽であるといわざるを得ません。原子力規制委員会としては、このような虚偽の事実記載に基づく申請を、どのように受け止められるのでしょうか？見解を明らかにするよう求めます。

6、3号炉炉心より直線距離約759m、敷地境界からは、直線距離約290mに、建物が存し、釣り人や岩のり採取者、他にも一般公衆が出入りすることは問題ないのか？

中国電力により不要とされた元敷地予定であった宮崎鼻において、当時、土地の（持分）所有者であった平塚は、2004（平成16）年に建物を建て、2005（平成17）年、建物表示登記手続きを経ました。

上記建物は、3号炉炉心より直線距離約759m、敷地境界からは、直線距離約290mに位置しています。

3号炉炉心、敷地境界から直近の場所に建物が存し、釣り人や岩のり採取者、他にも一般公衆が出入りする実態について、原子力規制委員会は認識した上で、2号機の設置変更許可を行い、また、3号機の審査を行っているのでしょうか？

このような位置において、人の出入りする建物のあることは、中国電力から原子力規制委員会に対し、報告すべき事実ではないのでしょうか？

報告されていたとすればその日時、これに対する規制委員会の対応を含め、経過等をご報告ください。

7、核物質防護対策はどうなるのか？

2021（令和3）年8月25日付けで参議院議員福島みずほ議員事務所より、原子力規制庁あての問い合わせに対する同年9月1日付回答によれば、島根原子力発電所3号炉増設に係る核物質防護対策については、「特定核燃料物質の取り扱いを開始する前に、認可を受けなければならない」とされています。

そこで、2号炉の設置変更許可（同年9月15日）後、特定核燃料物質の取り扱いを開始する前に認可を受ける際には、上記建物の存在や本件土地に一般公衆が出入りすることについては、審査の前提としての確認事項になるのか？また、審査の対象となるのか？について明らかにしてください。

8、立地審査指針を満たしているのか？

そもそも、周辺監視区域とは、法令により核燃料物質を使用する者は、一般公衆に対して1年間で1mSvを超える被ばくをさせてはならないと定められ、そのために周辺監視区域は、自らが立ち入り管理できる事業所の敷地内に設定されるとともに、柵等によって制限することが求められます。

しかし、3号炉の西北側の敷地境界である宮崎鼻と周辺監視区域との間には、わずかな離隔しか確保されていません。

具体的には、島根原子力発電所においては、その西北側の敷地境界は宮崎鼻と接しており、敷地境界と周辺監視区域が、宮崎鼻地区の区域についてのみ約350m重なり合っています。

3号炉の設置変更許可申請時に、中国電力が、本件土地を原発の敷地として取得予定であったことを考えると、本件土地に出入りする一般公衆において、万が一の事故の場合、果たして、1年間で1mSvを超える被ばくをするおそれがないのかを、規制委員会が、審査しているかどうかは疑問なしとしません。

立地審査指針は今も廃止されておらず、一般公衆を被曝から守るという観点から極めて重要であり、島根原発3号炉の周辺監視区域外である宮崎鼻において、万が一の事故の場合の離隔要件が保たれていると考えられているのでしょうか？

原子力規制委員会の見解を明らかにしてください。

9、核物質防護対策として十分なのか？

3号炉敷地との境界はフェンス防護柵のみであり、現在の世界情勢に照らし強固で安全なテロ対策を講じた防護壁を設置すべきではないかと考えますが、原子力規制委員会としては、現状のフェンス防護柵で足りるとの考えであるのか？明らかにしてください。

10、津波の挙動解析の内容を明らかにしてください。

島根原子力発電所は海側全域の約1.5kmにわたり海拔15mの防波壁を設置して津波対策を施しています。

しかし、これは敷地前面海域からの津波対策に過ぎず、地形上、防波壁西端の高さ約50mの宮崎鼻にぶつかる波は津波の2倍から4倍の高さを超える遡上波となる可能性があります。

宮崎鼻にぶつかり遡上した波はエネルギーを増し中国電力が防波壁西端の地山に接して設置した防波壁及びフェンス柵を容易に乗り越え、原発敷地内に流入する危険性がないとはいえないのではないかと懸念します。

さらに宮崎鼻の東側から防波壁西端にかけて、局所的に湾地形となっており、海底地形も沖から岸に向かって浅くなっているものと考えられるため、津波が陸域に近づくにつれて波高を増しながら原発敷地西端に到来することがグリーンの法則から予想されます。このような局所的な地形的特長を十分な空間解像度で表現した上で津波の挙動解析ができているのでしょうか？

明らかにしてください。

11、平時の対高潮対策は十分なのか？

また、津波の発生がない平時でも、平塚所有にかかる宮崎鼻の所有建物の窓まで波が到達した形跡があります。この標高は、上記建物の地盤標高9.2m

に、地盤から窓までの高さ1 m前後を加えて、約EL. 10 m程度と考えられるものです。大潮満潮時に高波や暴浪が重なった際などに、この程度の標高まで波が到達したものと推察されますが、このような条件下で津波が発生した場合に既存防波壁の天端標高15 mはとても安全とはいえないのではないかと懸念しますが、この点をどのように検証されているのか？明らかにしてください。

12、3号機だけでなく、2号機についても安全性を確認するべきではないか？

この西側敷地境界部分から津波及び遡上波が敷地に侵入した場合は、3号炉のみではなく2号炉を含む島根原子力発電所全体への被害が及ぶ可能性も否定できないと思料いたします。

そこで、原子力規制委員会は、2号炉・3号炉の両炉に関し、規制基準における要求事項等に伴う遡上・浸水域の評価を明らかにするとともに、敷地への流入防止に係る規制基準における要求事項等を満たしているのかどうか確認し、防波壁西端部の遡上波による浸水の可能性をどのように考えているのか？明らかにしてください。

13、以下の対策を求めますが、規制委員会としてどのように考えられますか？

頑強な防護壁（高さ25 m以上×長さ約435 m）を宮崎鼻の境界線及び延長線上の海岸側防波壁まで設置することを求めます。